

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年九月三十日労働省令第三十八号）

<p>改正案</p>	<p>目次</p> <p>第三章（同下）</p> <p>（第一節及び第二節 略）</p> <p>第三節 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者等に関する特例（第三十二条）</p> <p>第四節 身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に関する特例（第三十四条）</p> <p>第四章 雑則（第三十五条―第四十六条）</p> <p>第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等</p> <p>第二節 障害者雇用調整金の支給等及び障害者雇用納付金の徴収</p> <p>第一款 障害者雇用調整金の支給等</p>
<p>現行</p>	<p>目次</p> <p>第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等</p> <p>（第一節及び第二節 略）</p> <p>第三節 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者等に関する特例（第三十二条）</p> <p>第四章 雑則（第三十四条―第四十六条）</p> <p>第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等</p> <p>第二節 障害者雇用調整金の支給等及び障害者雇用納付金の徴収</p> <p>第一款 障害者雇用調整金の支給等</p>

(障害者作業施設設置等助成金)

第十八条 障害者作業施設設置等助成金は、障害者（身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者（公共職業安定所の紹介に係る者、当該事業主の事業所において精神保健福祉法第五十条の四に規定する精神障害者社会適応訓練を受けた者及び法第十九条の障害者職業センター（第二十条の二において「障害者職業センター」という。）における職場復帰（労働者が身体障害者又は精神障害者となつた後当該労働者が身体障害者又は精神障害者となつた時に雇用している事業主の事業所において就労することをいう。第二十条の二において同じ。）のための職業リハビリテーションの措置を受けている者に限る。）に限る。第二十条の二の三を除き、以下第二十二條の三までにおいて同じ。）を労働者（法第二条第三号に規定する重度身体障害者（以下単に「重度身体障害者」という。）、同条第五号に規定する重度知的障害者（以下単に「重度知的障害者」という。）又は精神障害者にあつては、短時間労働者を含む。第二十条の二第一項第一号を除き、以下この款において同じ。）として雇い入れる事業主又は障害者である労働者を継続して雇用する事業主であつて、その雇入れ又は継続雇用に係る障害者である労働者の作業を容易にするために必要な施設又は設備（以下この項において「作業施設等」という。）の設置又は整備を行うもの（当該作業施設等の設置又は整備を行わなければならない当該障害者の雇入れ又は雇用の継続が困難であると機構が認めらるる事業主に限る。）に対して、機構の予算の範囲内において、支

(障害者作業施設設置等助成金)

第十八条 障害者作業施設設置等助成金は、障害者（身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者（公共職業安定所の紹介に係る者、当該事業主の事業所において精神保健福祉法第五十条の四に規定する精神障害者社会適応訓練を受けた者及び法第十九条の障害者職業センター（第三十五条において「障害者職業センター」という。）における職場復帰（労働者が身体障害者又は精神障害者となつた後当該労働者が身体障害者又は精神障害者となつた時に雇用している事業主の事業所において就労することをいう。第三十五条及び第三十六条において同じ。）のための職業リハビリテーションの措置を受けている者に限る。）に限る。以下第二十二條の三までにおいて同じ。）を労働者（法第二条第三号に規定する重度身体障害者（以下単に「重度身体障害者」という。）、同条第五号に規定する重度知的障害者（以下単に「重度知的障害者」という。）又は精神障害者にあつては、短時間労働者を含む。以下この款において同じ。）として雇い入れる事業主又は障害者である労働者を継続して雇用する事業主であつて、その雇入れ又は継続雇用に係る障害者である労働者の作業を容易にするために必要な施設又は設備（以下この項において「作業施設等」という。）の設置又は整備を行うもの（当該作業施設等の設置又は整備を行わなければならない当該障害者の雇入れ又は雇用の継続が困難であると機構が認めらるる事業主に限る。）に対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

給するものとする。

(第二項 略)

第十九条 削除

(法第四十九条第一項第四号の助成金)

第二十条 法第四十九条第一項第四号の助成金は、障害者介助等助成金とする。

(障害者介助等助成金)

第二十条の二 障害者介助等助成金は、次に掲げる事業主に対して、機構の予算の範囲内において支給するものとする。

一 重度障害者等（重度身体障害者、四十五歳以上の身体障害者又は精神障害者（障害者職業センターにおける職場復帰のための職業リハビリテーションの措置を受けている者に限る。以下この号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の職場復帰を促進するため、重度障害者等職場適応措置（重度障害者等である労働者又は重度身体障害者若しくは精神障害者である短時間労働者についての職務開発、能力開発その他職場への適応を促進するための措置に関する計画を作成し、当該計画に基づいて当該措置を行うことをいう。以下この号において

(第二項 略)

(法第四十九条第一項第四号の厚生労働省令で定める身体障害者)

第十九条 法第四十九条第一項第四号の厚生労働省令で定める身体障害者は、別表第一又は別表第三に掲げる身体障害者とする。

(法第四十九条第一項第四号の助成金)

第二十条 法第四十九条第一項第四号の助成金は、重度障害者介助等助成金とする。

(重度障害者介助等助成金)

第二十条の二 重度障害者介助等助成金は、次の各号のいずれかに該当する措置を行う事業主（当該措置を行わなければ、障害によりその雇用する当該各号の障害者である労働者の適当な雇用を継続することが困難であると機構が認める事業主に限る。）に対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

同じ。)を実施する事業主(当該重度障害者等職場適応措置を実施しなければ当該重度障害者等の雇用を継続することが困難であると機構が認めるものに限る。)であつて、当該重度障害者等職場適応措置の終了後六月以上当該重度障害者等を継続して雇用するもの

二 次のイからチまでのいずれかに該当する措置を行う事業主(当該措置を行わなければ、障害によりその雇用するイからチまでの障害者である労働者の適当な雇用を継続することが困難であると機構が認める事業主に限る。)

イ その雇用する別表第一第一号に掲げる身体障害がある者である労働者の業務の遂行のために必要な介助の業務を担当する者の委嘱(当該労働者が機構の定める企画、立案、会計、管理等の事務的業務に従事する場合にあつては、配置又は委嘱)

ロ その雇用する別表第三第六号又は第七号に掲げる身体障害がある者である労働者の業務の遂行のために必要な介助の業務を担当する者の配置又は委嘱

ハ イ又はロに掲げる措置を行い、引き続き当該措置に係る障害者である労働者を継続して雇用し、かつ、当該労働者について当該措置を継続して行うこと

ニ その雇用する別表第一第二号又は別表第三第三号に掲げる身体障害がある者である労働者の雇用管理のために必要な手話通訳を担当する者(手話通訳について相当程度の能力を有する者)

一 その雇用する別表第一第一号に掲げる身体障害がある者である労働者の業務の遂行のために必要な介助の業務を担当する者の委嘱(当該労働者が機構の定める企画、立案、会計、管理等の事務的業務に従事する場合にあつては、配置又は委嘱)

二 その雇用する別表第三第六号又は第七号に掲げる身体障害がある者である労働者の業務の遂行のために必要な介助の業務を担当する者の配置又は委嘱

三 その雇用する別表第一第二号又は別表第三第三号に掲げる身体障害がある者である労働者の雇用管理のために必要な手話通訳を担当する者(手話通訳について相当程度の能力を有する者)

すると機構が認める者に限る。)の委嘱

ホ その雇用する別表第一第四号に掲げる身体障害がある者、精神障害者その他健康管理が必要であると機構が認める障害者である労働者の健康相談のために必要な機構が定める医師の委嘱

ヘ その雇用する五人以上の重度身体障害者、知的障害者、精神障害者その他職業生活に関する相談及び指導が特に必要であるとして機構が別に定める障害者である労働者の雇用管理のために必要な職業生活に関する相談及び指導の業務を専門に担当する者(職業生活に関する特別な相談及び指導の業務について相当程度の経験及び能力を有すると機構が認める者に限る。)の配置又は委嘱

ト その雇用する重度知的障害者である労働者又は精神障害者である労働者に対する業務の遂行を通じた雇用管理のために必要な業務の遂行に関する援助及び指導の業務を担当する者(業務の遂行に関する必要な援助及び指導の業務について相当程度の経験及び能力を有すると機構が認める者に限る。)の配置

チ その雇用する在宅勤務障害者(障害者である労働者であつて、その労働日の全部又は大部分を当該事業主の事業所に通勤することなく、自宅において業務に従事するもの)の雇用管理及び業務管理の業務を担当する者(雇用管理及び業務管

機構が認める者に限る。次項第三号において「手話通訳担当者」という。)の委嘱

四 その雇用する別表第一第四号に掲げる身体障害がある者、精神障害者その他健康管理が必要であると機構が認める障害者である労働者の健康相談のために必要な機構が別に定める医師の委嘱

五 その雇用する五人以上の重度身体障害者、知的障害者、精神障害者その他職業生活に関する相談及び指導が特に必要であるとして機構が別に定める障害者である労働者の雇用管理のために必要な職業生活に関する相談及び指導の業務を専門に担当する者(職業生活に関する特別な相談及び指導の業務について相当程度の経験及び能力を有すると機構が認める者に限る。)の配置又は委嘱

六 その雇用する重度知的障害者である労働者又は精神障害者である労働者に対する業務の遂行を通じた雇用管理のために必要な業務の遂行に関する援助及び指導の業務を担当する者(業務の遂行に関する必要な援助及び指導の業務について相当程度の経験及び能力を有すると機構が認める者に限る。)の配置

理の業務について相当程度の経験及び能力を有すると機構が認める者に限る。）の配置又は委嘱

2 障害者介助等助成金の額その他必要な事項については、前項各号に掲げる事業主の区分に応じ、それぞれ厚生労働大臣の定めるところによる。

（法第四十九条第一項第四号の二の助成金）

第二十条の二の二 法第四十九条第一項第四号の二の助成金は、職場適応援助者助成金とする。

（職場適応援助者助成金）

第二十条の二の三 職場適応援助者助成金は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

一 法第四十九条第一項第四号の二イに規定する社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人その他障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人（次項において「社会福祉法人等」という。）であつて、障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者（次号及び第三十四条において「発達障害者」という。）その他職場適応援助者（法第二十条第三号に規定する職場適応援助者をいう。以下同じ。）による援助が特に必要であると機構が認め

2 重度障害者介助等助成金の額その他必要な事項については、前項各号に掲げる措置の区分に応じ、それぞれ厚生労働大臣の定めるところによる。

る者であつて、職場適応援助者による援助を受けなければ、事業主による雇入れ又は雇用の継続が困難であると機構が認めるものに限り、)が職場に適応することを容易にするための第一号職場適応援助者による援助の事業を行うもの(当該事業を適正に行うことができると機構が認めるものに限り。)

二 障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者に限り。)である労働者の雇用に伴い必要となる援助を行う第二号職場適応援助者の配置を行う事業主(第二号職場適応援助者による援助を適正に行うことができると機構が認めるものに限り。)

2 前項第一号の第一号職場適応援助者とは、職場適応援助者のうち、次に掲げるいずれかの研修を修了したものであつて、社会福祉法人等が行う職場適応援助者による援助の事業により行われる援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると機構が認めるものをいう。

一 法第二十条第三号及び第二十二号第四号の規定に基づき法第十九条第一項第一号の障害者職業総合センター(次項において「障害者職業総合センター」という。)及び法第十九条第一項第三号の地域障害者職業センター(次項において「地域障害者職業センター」という。)が行う第一号職場適応援助者の養成のための研修

二 第一号職場適応援助者による援助の実施に関し必要な知識及び技能を習得させるためのものとして厚生労働大臣が定める研

修

3 第一項第二号の第二号職場適応援助者とは、職場適応援助者のうち、次に掲げるいずれかの研修を修了したものであつて、事業主が行う職場適応援助者を配置することによる援助の実施に關し必要な相当程度の経験及び能力を有すると機構が認めるものをいう。

一 法第二十条第三号及び第二十二号第四号の規定に基づき障害者職業総合センター及び地域障害者職業センターが行う第二号職場適応援助者の養成のための研修

二 第二号職場適応援助者による援助の実施に關し必要な知識及び技能を習得させるためのもとして厚生労働大臣が定める研修

4 職場適応援助者助成金の額その他必要な事項については、第一項各号に掲げるものの区分に応じ、それぞれ厚生労働大臣の定めるところによる。

一 (法第四十九条第一項第五号の厚生労働省令で定める身体障害者  
第二十号の二の四 法第四十九条第一項第五号の厚生労働省令で定める身体障害者は、別表第一又は別表第三に掲げる身体障害がある者とする。

(障害者能力開発助成金)

(障害者能力開発助成金)

第二十二條の三 (略)

一 法第四十九條第一項第七号イからニまでに掲げるもの(事業主の団体にあつては、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのないものを除く。次号において「事業主等」という。)で、障害者の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるための同条第七号の厚生労働大臣が定める基準に適合する教育訓練(以下この条において「障害者能力開発訓練」という。)の事業(公共職業安定所から障害者能力開発訓練の受講を指示された障害者を受け入れるものに限る。次号において同じ。)を行うための施設又は設備の設置、整備又は更新を行うもの

(第二号及び第三号 略)

(第二項 略)

第三十三條 (略)

第四節 身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に関する特例

第三十四條 法第七十四條第一項の厚生労働省令で定める者は、次

第二十二條の三 (略)

一 法第四十九條第一項第七号イからニまでに掲げるもの(事業主の団体にあつては、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのないものを除く。次号並びに次項第一号及び第二号において「事業主等」という。)で、障害者の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるための同条第七号の厚生労働大臣が定める基準に適合する教育訓練(以下この条において「障害者能力開発訓練」という。)の事業(公共職業安定所から障害者能力開発訓練の受講を指示された障害者を受け入れるものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。)を行うための施設又は設備の設置、整備又は更新を行うもの

(第二号及び第三号 略)

(第二項 略)

第三十三條 (略)

第四章 雑則

(法第七十七條第一項の給付金)

第三十四條 機構は、法第七十七條第一項の給付金として、障害者

の表の上欄に掲げる者とし、同項の厚生労働省令で定める業務は、同欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる業務とする。

<p>発達障害者その他職場適応援助者による援助が特に必要であると機構が認める障害者（以下この条において「発達障害者等」という。）</p>	<p>法第四十九条第一項第四号の二、第九号及び第十一号（同項第四号の二及び第九号に係る部分に限る。）に掲げる業務に相当する業務</p>
<p>障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者等を除く。）</p>	<p>法第四十九条第一項第九号及び第十一号（同項第九号に係る部分に限る。）に掲げる業務に相当する業務</p>

第四章 雑則

第三十五条及び第三十六条 削除

雇用継続助成金を支給するものとする。  
 2 障害者雇用継続助成金は、中途障害者作業施設設置等助成金及び重度中途障害者等職場適応助成金とする。

（中途障害者作業施設設置等助成金）

第三十五条 中途障害者作業施設設置等助成金は、身体障害者又は精神障害者（障害者職業センターにおける職場復帰のための職業リハビリテーションの措置を受けている者に限る。以下この条及

び次条において同じ。)の職場復帰を促進するため、当該身体障害者又は精神障害者の作業を容易にするために必要な施設又は設備(以下この条において「作業施設等」という。)の設置又は整備を行う事業主(当該作業施設等の設置又は整備を行わなければ当該身体障害者又は精神障害者の雇用を継続することが困難であると機構が認めるものに限る。)であつて、当該作業施設等の設置又は整備を行った後一年以上当該身体障害者又は精神障害者を継続して雇用するものに対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

2 中途障害者作業施設設置等助成金の額その他必要な事項については、厚生労働大臣の定めるところによる。

(重度中途障害者等職場適応助成金)

第三十六条 重度中途障害者等職場適応助成金は、重度障害者等(重度身体障害者、四十五歳以上の身体障害者又は精神障害者をいう。以下この条において同じ。)の職場復帰を促進するため、重度障害者等職場適応措置(重度障害者等である労働者又は重度身体障害者若しくは精神障害者である短時間労働者についての職務開発、能力開発その他職場への適応を促進するための措置に関する計画を作成し、当該計画に基づいて当該措置を行うことをいう。以下この条において同じ。)を実施する事業主(当該重度障害者等職場適応措置を実施しなければ当該重度障害者等の雇用を継続することが困難であると機構が認めるものに限る。)であつて

<p>別表第一（第一条、第二十条の二、第二十条の二の四、第二十条の四関係）</p> <p>四関係）</p> <p>別表第三（第二十条の二、第二十条の二の四、第二十条の四関係）</p>	<p>、当該重度障害者等職場適応措置の終了後六月以上当該重度障害者等を継続して雇用するものに対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。</p> <p>2 重度中途障害者等職場適応助成金の額その他必要な事項については、重度障害者等職場適応措置を実施するために通常必要とされる費用の額を基準として、厚生労働大臣の定めるところによる。</p> <p>3 重度中途障害者等職場適応助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、重度障害者介助等助成金の支給を受けることができる場合には、当該支給事由によつては、重度中途障害者等職場適応助成金は支給しないものとする。</p> <p>別表第一（第一条、第十九条、第二十条の二、第二十条の四関係）</p> <p>別表第三（第十九条、第二十条の二、第二十条の四関係）</p>
---	---

<p>改正案</p>	<p>別表（第一条関係）                  二十 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）に係る申請等 第四十三条第五項の雇用に關する状況の報告、第五十条第一項の障害者雇用調整金の支給の申請、第五十一条第一項の助成金に係る申請、第五十六条第一項の障害者雇用納付金の申告、第五十七条の延納の申請及び附則第三条第三項の報奨金の支給の申請</p>
<p>現行</p>	<p>別表（第一条関係）                  二十 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）に係る申請等 第四十三条第五項の雇用に關する状況の報告、第五十条第一項の身体障害者雇用調整金の支給の申請、第五十一条第一項の助成金に係る申請、第五十六条第一項の身体障害者雇用納付金の申告、第五十七条の延納の申請、第七十七条第一項の給付金に係る申請及び附則第三条第三項の報奨金の支給の申請</p>

○ 雇用保険法施行規則（昭和五十年三月十日労働省令第三号）

改正案	現行
<p>（法第六十四条第一項第四号の厚生労働省令で定める事業）            第四百四十条 法第六十四条第一項第四号の厚生労働省令で定める事業は、第四百四十条の二に定めるもののほか、次のとおりとする。            （第一号から第八号まで 略）</p> <p>九 削除</p> <p>（第十号から第二十号まで 略）</p>	<p>（法第六十四条第一項第四号の厚生労働省令で定める事業）            第四百四十条 法第六十四条第一項第四号の厚生労働省令で定める事業は、第四百四十条の二に定めるもののほか、次のとおりとする。            （第一号から第八号まで 略）</p> <p>九 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）第十一条第一項第七号に規定する障害者となつた労働者の雇用を一定期間以上継続する事業主に対して給付金を支給すること。</p> <p>（第十号から第二十号まで 略）</p>